

地域公共交通分野に係る各協議会等の 一元化に関する提案について

令和3年10月14日

国土交通省 総合政策局・自動車局

1 次回答を踏まえた提案団体からの見解等

提案団体からの見解（抜粋）

- 実態として形骸化している地域協議会を廃止し、市町村の活性化協議会で協議を行うことが可能であることを法令上措置し、簡素で構成員、住民にもわかりやすい形式に改めることで、都道府県・市町村の事務の効率化を図ることとしていただきたい。
- また、地域協議会を廃止することから、実質的な議論が行われる市町村会議の場において、広域的な観点からも意見・調整が行えるよう、会議の構成員に都道府県が必須となることも提案している。
- 地域公共交通に関する総合的な判断・政策決定を行うために、住民に身近な市町村単位での設置を基本としつつ、都道府県・市町村が一体的に議論を進める体制を検討されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 通知(令和2年国総地第84号)の内容は、3つの協議会等の存在を前提とした運営面での取扱いに過ぎないのではないか。特に、地域協議会は都道府県のみが主宰できるとされていることから、市町村が主宰する場合の活性化協議会等には運営上も一元化できないのではないか。
- 地方公共団体の総合的な政策決定や事務効率化の観点から、法令上、活性化協議会において、他の2つの協議会等の協議事項を協議できるよう規定することを積極的に検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

2次回答

- 各協議会については、地方公共団体の御事情に応じて、簡便な手続による開催など柔軟に対応可能な仕組みとしており、現行制度において、円滑に議論を進めて頂いている地方自治体も存在する。
- 御提案の内容については複数の協議会事務の合理化等を目的としていると思料される所、これらの協議会における協議対象は、バス路線の休廃止、路線再編のあり方や代替交通の確保策など地域住民の利便性に直結していることから、市町村及び事業者間、複数の市町村間等の関係者間の利害について、円滑な調整を進めることが不可欠であるところ、これらの観点も考慮しながら、開催方法の明確化等も含め、どのような対応が可能か検討してまいりたい。



具体的な措置（案）

- 現行制度では、地域協議会は都道府県が主催することとされており、市町村による主催は不可能となっているところ、御指摘を踏まえて、単一市町村内の路線に係る廃止等の協議については、市町村が地域協議会を主催することができるよう、地域協議会の要件に関する告示を改正する。
- また、現行制度では、路線の休止又は廃止については地域協議会で議論することとなっているところ、単一市町村内の路線に係る廃止等の協議については、市町村主催の地域協議会に代えて、活性化協議会等でも協議できるよう、道路運送法施行規則を改正する。

地域協議会に関する道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十五条の四第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 協議事項

- （一） 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくりその他の生活交通について審議するものであること。
- （二） 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画を策定するものであること。

二 構成

少なくとも関係都道府県、関係市町村及び関係地方運輸局の長又はその指名する職員並びに関係旅客自動車運送事業者をもって構成するものであること。

三 設置

都道府県ごと（分科会等を地域ごとに組織するものを含む。）その他各地域の実情に応じて開催できる区域ごとに組織するのであること。

四 運営

地域協議会は関係都道府県が主催するものであること。

五 結論の尊重

地域協議会において協議が調った事項については、その構成員が、その協議の結果に基づいて必要な措置を講ずるものであること。

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6（略）

○道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第十五条の四 法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 二 **当該路線の休止又は廃止について地域協議会**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）**において協議が調つた場合**
- 三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

(参考) 各種協議会について

		地域協議会	地域公共交通会議	法定協議会 (活性化法)
設置根拠		道路運送法施行規則第15条の4	道路運送法施行規則第9条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果		バス路線の休止・廃止 ・路線の休廃止に係る事業計画の事前届出期間の短縮(6月前→30日前)	道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和(上限認可→事前届出) ・事業用自動車の乗車定員緩和(11人未満可能) ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 ・自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
20	対象交通モード	自動車交通(主に路線バス)	自動車交通	地域の公共交通全般 (地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
	主宰者	都道府県	市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県 (地域公共交通計画の作成者)
構成員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(一般旅客自動車運送事業者)	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)	○(公共交通事業者等)
	住民又は旅客の代表	×	○(住民又は旅客の代表)	○(地域公共交通の利用者)
	その他	○(必要があると認めるとき)	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等

事 務 連 絡
令和3年8月25日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第6項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところ、既に一部の自治体では、当該規定に基づき、都道府県が個々の自宅療養者等に関する情報を市町村に提供し、両者が連携して生活支援事業を行っております。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。

以上

健感発 0906 第 2 号
総行行 第 297 号
令和 3 年 9 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について
(自宅療養者等に係る個人情報の提供等に関する取扱いについて)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

都道府県と市町村が連携して行う自宅療養者等に対する生活支援については、令和 3 年 8 月 25 日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「感染症法第 44 条の 3 第 6 項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」によりお示したところです。

これについては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等の増加とともにその重要性が増していることから改めて下記のとおり周知いたしますので、関係部署におかれては、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の 3 第 6 項の規定（以下「連携規定」という。）により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところです。

感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とさ

れていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な行政を担う市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。

その際の都道府県から市町村への自宅療養者等の個人情報の提供については、各都道府県がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなりますが、連携規定に基づき市町村が自宅療養者等の食料品、生活必需品等の提供などの生活支援を行うために必要な市町村への個人情報の提供は、一般的には、人の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用の検討をお願いいたします。

また、既に連携規定に基づき生活支援を実施している例もあり、別紙のとおりその事例を記しましたので、別紙事例も参考にしつつ、市町村と連携していただくようお願いいたします。

神奈川県における市町村と連携した自宅療養者への生活支援事業の例

- 神奈川県では、市町村に自宅療養者に関する個人情報を提供し、市町村において自宅療養者の生活支援事業を実施している。
- これに当たって、神奈川県は市町村が新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養に関する都道府県と市町村の連携事業に関して覚書を締結。
- 覚書には、
 - ・ 連携事業として、市町村が次に掲げる事業を実施し、都道府県が当該事業の実施に必要な情報を提供することによって行うこと
 - (1) 自宅療養者の食料品、生活必需品等の購入代行
 - (2) 自宅療養者への食事の提供
 - (3) 自宅療養者の居宅において発生した廃棄物の排出の代行等
 - ・ 都道府県は上記の連携事業を実施するにあたり、次に掲げる個人情報を市町村に提供すること
 - (1) 自宅療養者の氏名
 - (2) 自宅療養者の住所及び連絡先
 - (3) 自宅療養者に外出しないことを求めた期間
 - ・ 個人情報の取扱いにあっては、関係法令及び条例の規定を遵守し、自宅療養者の権利利益を最大限尊重しなければならないこと等を記載。

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書

神奈川県（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の支援を連携して実施するため、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自宅療養者 新型コロナウイルス感染症の患者であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第44条の3第2項の規定により、居宅から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた者をいう。
- (2) 連携事業 甲及び乙が法第44条の3第6項の規定により連携して実施する自宅療養者の生活を支援する事業であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 自宅療養者の食料品、日用品等の購入の代行
 - イ 自宅療養者の居宅において発生した廃棄物の排出の代行

（連携事業の実施）

第3条 連携事業は、甲が連携事業の実施に必要な個人情報を乙に提供し、乙が当該個人情報を使用することによって行う。

2 前項の規定により甲が提供する個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 自宅療養者の氏名
- (2) 自宅療養者の住所及び連絡先
- (3) 自宅療養者に外出しないことを求めた期間

（個人情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、前条第2項各号に掲げる個人情報の取扱いに当たっては、関係法令及び条例の規定を遵守し、自宅療養者の権利利益を最大限尊重しなければならない。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

(定めのない事項の処理)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月22日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市長 内野優